

るために、次の基本的考えに立って対処していくことが必要である。

① 教師の指導力、指導方法の向上を期するため

- 研修会の内容として、授業研究的なものを多くとり入れる。
- 各学校において、研修組織を確立し、計画的に授業研究を実施し、指導方法の反省、改善に努める。
- 自主的研究団体の充実を図り、自主的な研修を奨励する。

② 生徒の学習の実態に基づく指導の確立のため。

- 生徒の学習の実態を計画的に調査、は握する。
- 評価方法に検討を加え、学習診断評価の開発に努める。
- 各学校の実情に応じた教育課程の編成に努める。

(4) 生徒指導

- ① 駐在生徒指導主事の活動を強化する。
- ② 教師の研修を充実、強化する。
- ③ 生徒の研修活動を促進する。
- ④ クラブ活動、部活動、ホームルームなどの教科外活動を充実する。
- ⑤ 中学校との連携を強化する。
- ⑥ 生徒指導関係諸機関との連携の強化と、保護委員会などの育成を図る。

(5) 進路指導

- ① 進路指導担当教員の研修活動を充実する。
- ② 進路指導主事を中心とする組織体制を強化する。
- ③ ホームルームにおける進路指導の充実強化を図る。
- ④ 中学校教育との連携を推進する。
- ⑤ 大学、公共職業安定所等の関係外部機関との連絡を充実する。
- ⑥ 進路指導のための情報の収集、整理、活用を強化する。
- ⑦ 進路指導のための施設・設備の充実と、その管理運営の向上を図る。
- ⑧ 自主的研究団体の指導育成を強化する。

(6) 指導体制

高等学校教職員の研修については、その規模の現状維持を図り、新採用教職員研修を起点として、その後の教職員歴のある時点ごとに、すべての教職員に等しく行きわたる研修を設定し、その体系化を推進する。一方、教育庁関係各課、県教育センターの教職員研修における役割分担を明確にし、それぞれの行う研修を相互に関連づけ、一貫性をもたせ、研修の効率化を図る。